

実務と研修のための

わかりやすい 公職選挙法

〔第十六次改訂版〕

【補遺版】

この補遺では、本書発刊後に改正された公職選挙法等の概要を収録しています。公職選挙法等の最新の改正を踏まえる資料としてご活用ください。

ぎょうせい

この補遺では、本書発刊後に成立した関連法の概要をまとめています。最新の関連法の内容を踏まえる資料としてご利用ください。

【法律の概要】

○特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和三年六月一八日法律第八二号）

＊郵便投票の対象範囲の拡大

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により投票をすることが困難となっている特定患者等（※）の郵便等を用いて行う投票方法につき公職選挙法の特例が定められた。

※「特定患者等」

（1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四四条の三第二項又は検疫法第一四条第一項第三号の規定による外出自粛要請を受けた者

（2）検疫法第一四条第一項第一号又は第二号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている者